



輸入食品の安全性確保に関する意見交換会

～輸入食品の安全性確保について～

食安全部輸入食品安全対策室

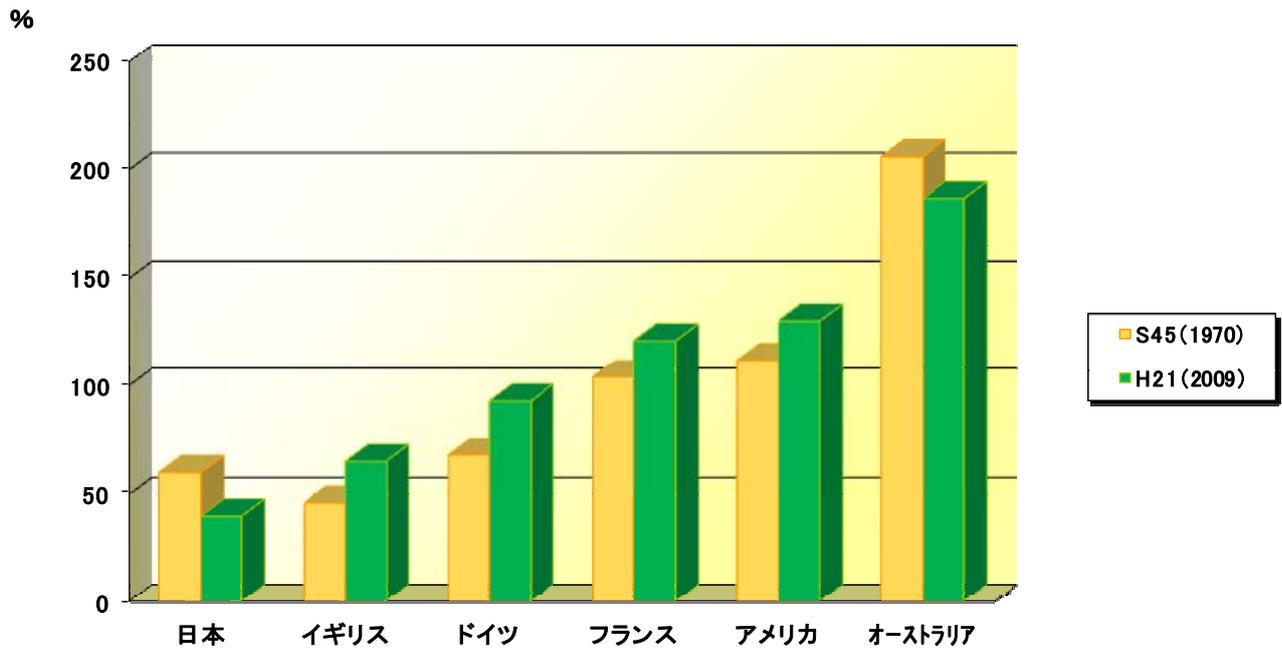
1



1. 輸入食品の現状

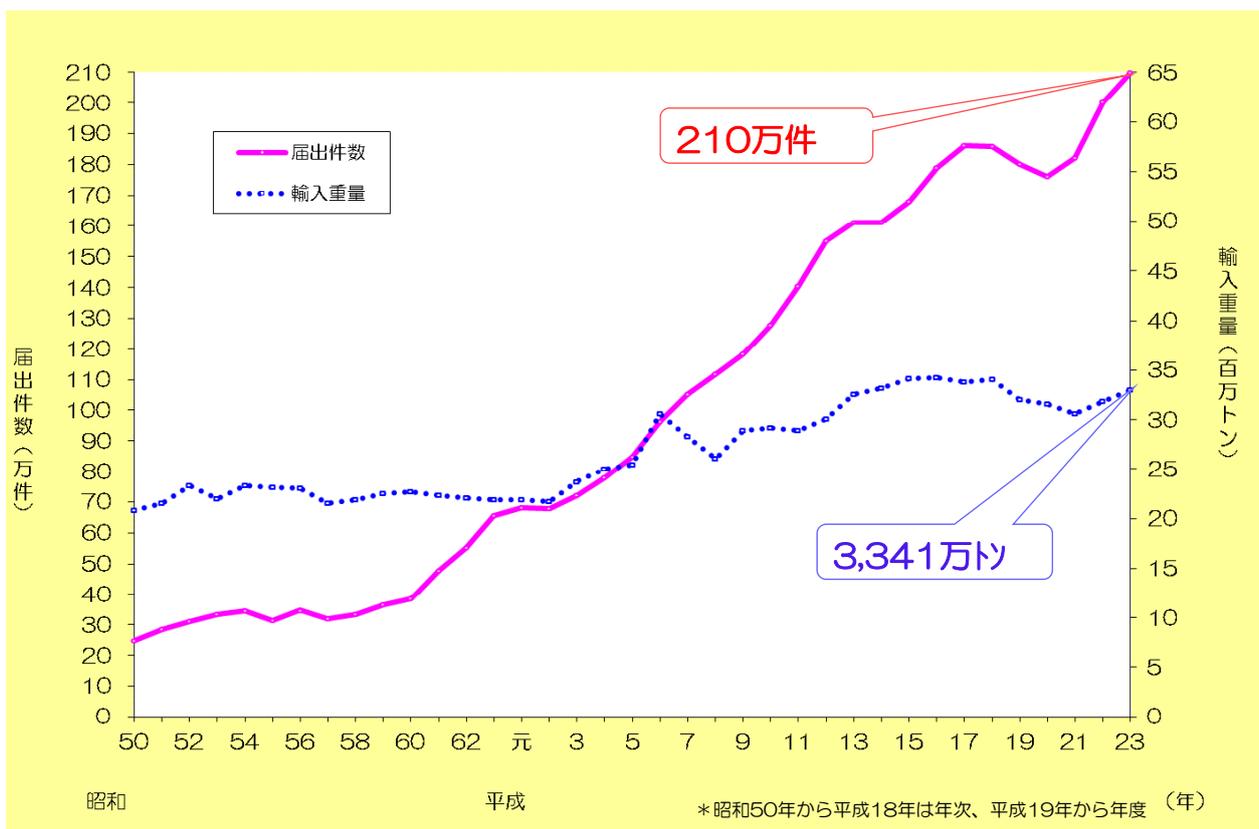
2

主要先進国のカロリーベース総合食料自給率*



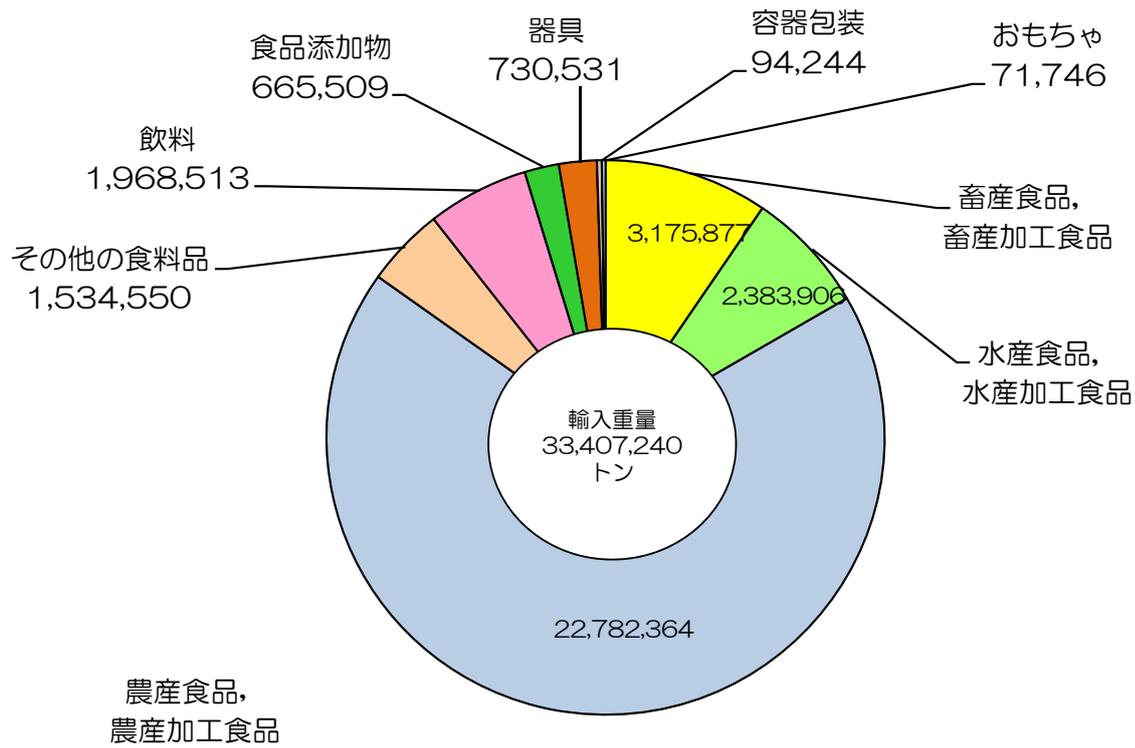
* 1人1日当たり国産供給熱量/1日1人当たり供給熱量
 (畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)
 農林水産省「食糧受給表」より

食品等の輸入届出件数・重量推移



*昭和50年から平成18年は年次、平成19年から年度 (年)

食品等の輸入の状況（平成23年度）



5



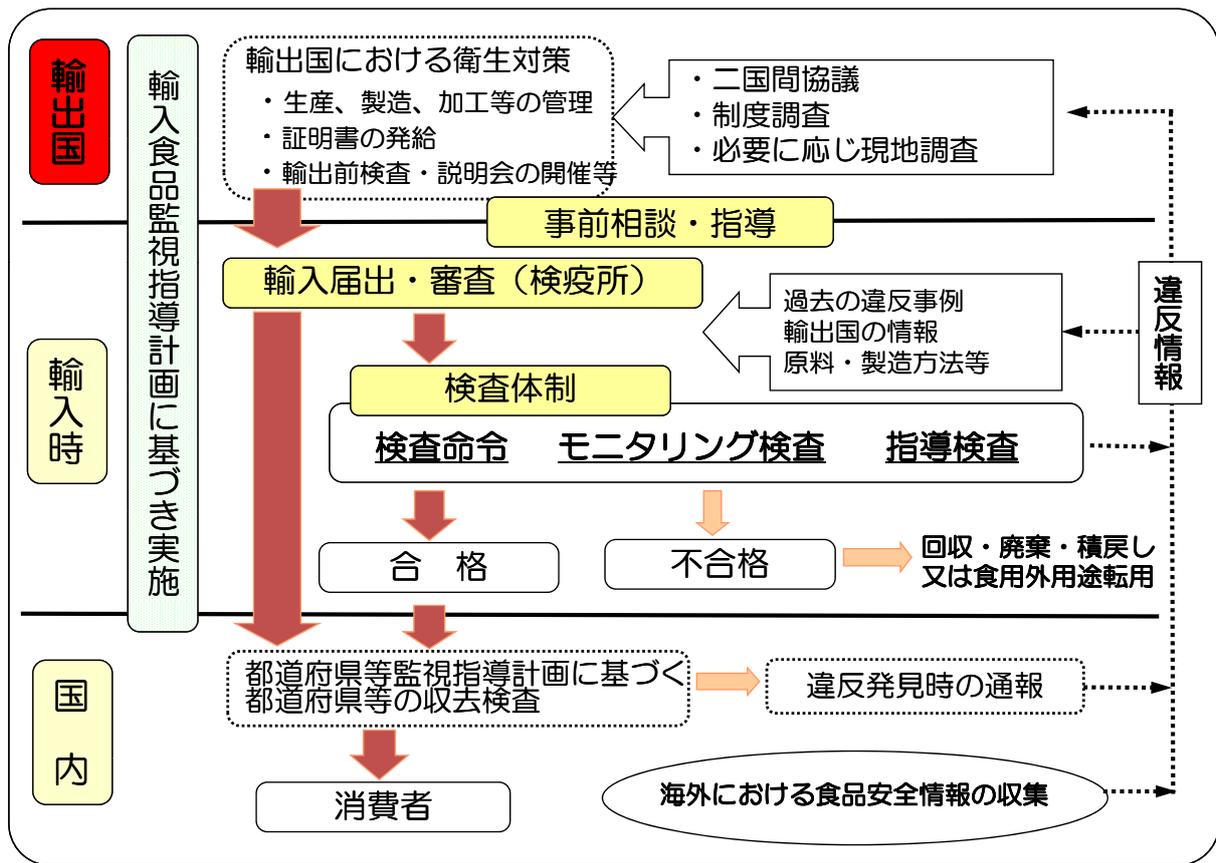
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

2. 輸出国対策

6

監視体制の概要



7

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供
- ◆ 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施

❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力を行う。

8

輸出国調査の実施概要（ベトナム）

ベトナム	
調査対象	ベトナムにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	食品安全法 食品安全衛生令 食品安全衛生令の条項の実施を詳述する命令 食品の安全及び衛生の管理、検査及び評価の組織制度に関する政令
調査対象	ベトナム農業農村開発省（MARD）、 農業農村開発省農林水産物品質管理局（NAFIQAD） 農業農村開発省動物健康局（DAH）、 農業農村開発省植物防疫局（PPD）、保健省（MOH）
概要	ベトナムにおける対日輸出食品の衛生管理体制について、ベトナム政府担当者より説明を受け、ベトナム国内の動物用医薬品の管理及び使用状況を含め、意見交換を行い、加工工場及び養殖池の現地調査についても実施した。 また、平成23年7月1日にベトナムで施行された「食品安全法」の施行状況についても確認を行った。

9

輸出国調査の実施状況（フィリピン）

フィリピン	
調査対象	フィリピンにおける対日輸出食品の制度調査
関係法令	共和国法第3720号 食品、医薬品及び化粧品法 共和国法第7394号 フィリピン消費者法 共和国法第9711号 食品医薬品庁（FDA）法2009 大統領令第175号 共和国法3720号 食品、医薬品及び化粧品法改正令
調査対象	フィリピン農業省（DOA）、植物産業界局（BPI）、漁業水産資源局（BFAR）、動物産業界局（BAI）、国家食肉検査部門（NMIS）、農林水産製品基準局（BAFPS）、食品開発センター（FDC）、肥料農薬局（FPA）、ココナッツ局（PGA）、砂糖規制局（SRA）、保健省（DOH）
概要	フィリピンにおける対日輸出食品の衛生管理について、フィリピンにおける食品衛生規制とその施策・立案についてフィリピン政府担当者より説明を受け、意見交換を行った。 また、マンゴー農場の現地調査を行い、農薬使用を含む生産管理状況について調査を実施した。併せて、国家農業分析研究所の視察を行い、試験手順等の確認を実施した。

10

輸出国における調査・協議（平成23年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	実施時期
カナダ	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業及び農場の現地調査	平成23年8月～9月
米国	牛肉	BSE対策に係る登録輸出企業及び農場の現地調査	平成23年11月
中国	食品衛生全般	日中食品安全推進イニシアチブ第三回実務者レベル協議	平成23年11月
	落花生	アフラトキシン対策に係る農場及び加工場の現地調査	
	冷凍ほうれんそう	残留農薬（クロルピリフ等）対策に係る農場及び登録輸出企業の現地調査	
台湾	鰻	残留動物用医薬品（フラジリドン等）対策に係る養殖場及び加工場の現地調査	平成23年9月
フィリピン	マンゴー	残留農薬対策（クロルピリフ等）に係る農場の現地調査及び国家農業分析研究所の視察	平成24年3月

11

海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成24年度抜粋）

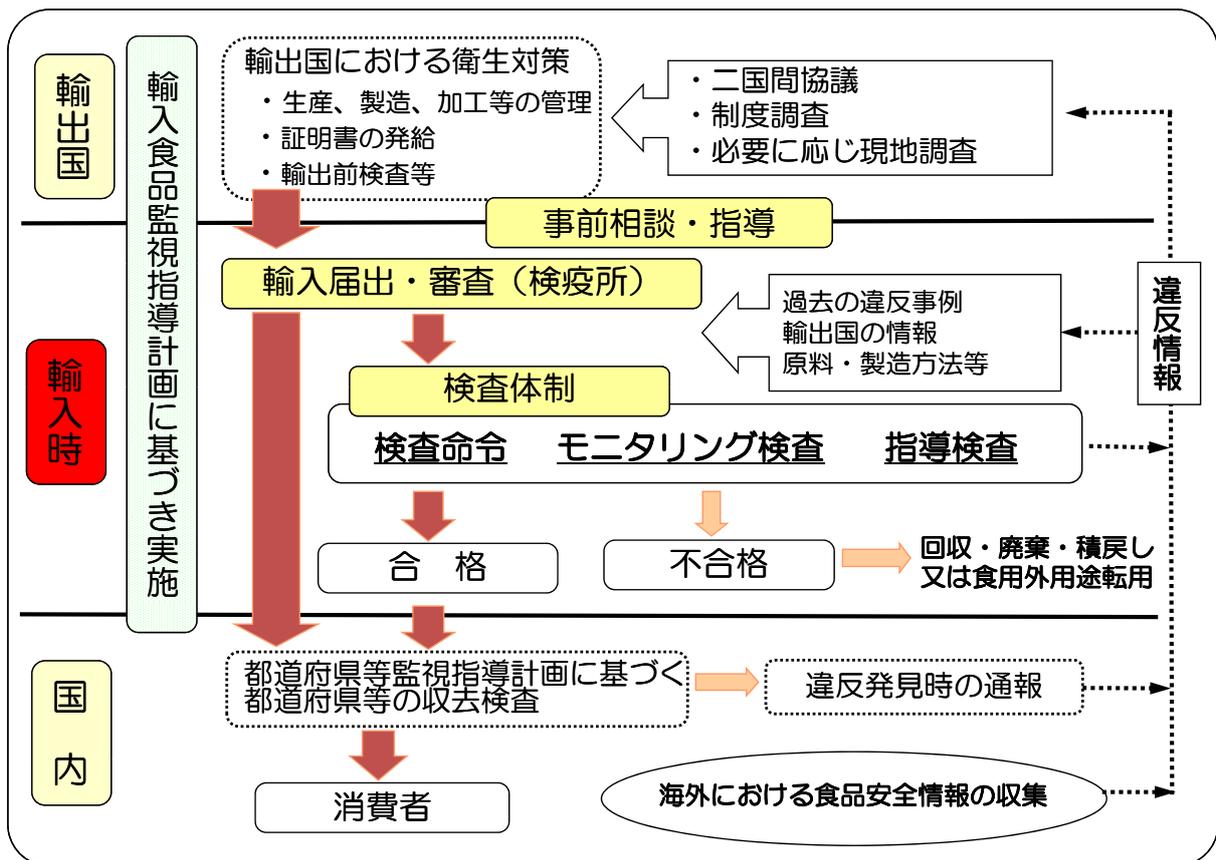
対象国	品目	内容	対応
韓国	二枚貝	ノロウイルス汚染のおそれ	対象食品の輸入届出がなされた場合、積み戻し等の指導。
チェコ共和国	酒清飲料	メタノール混入のおそれ	自主検査を指導する措置を講じた。
米国	生鮮ピーナッツ、ピーナッツ加工品、アーモンド加工品、カシューナッツ加工品及びタヒニ（練りごま）	サルモネラ汚染のおそれ	対象食品の輸入届け出がなされた場合、積み戻し等の指導。

12

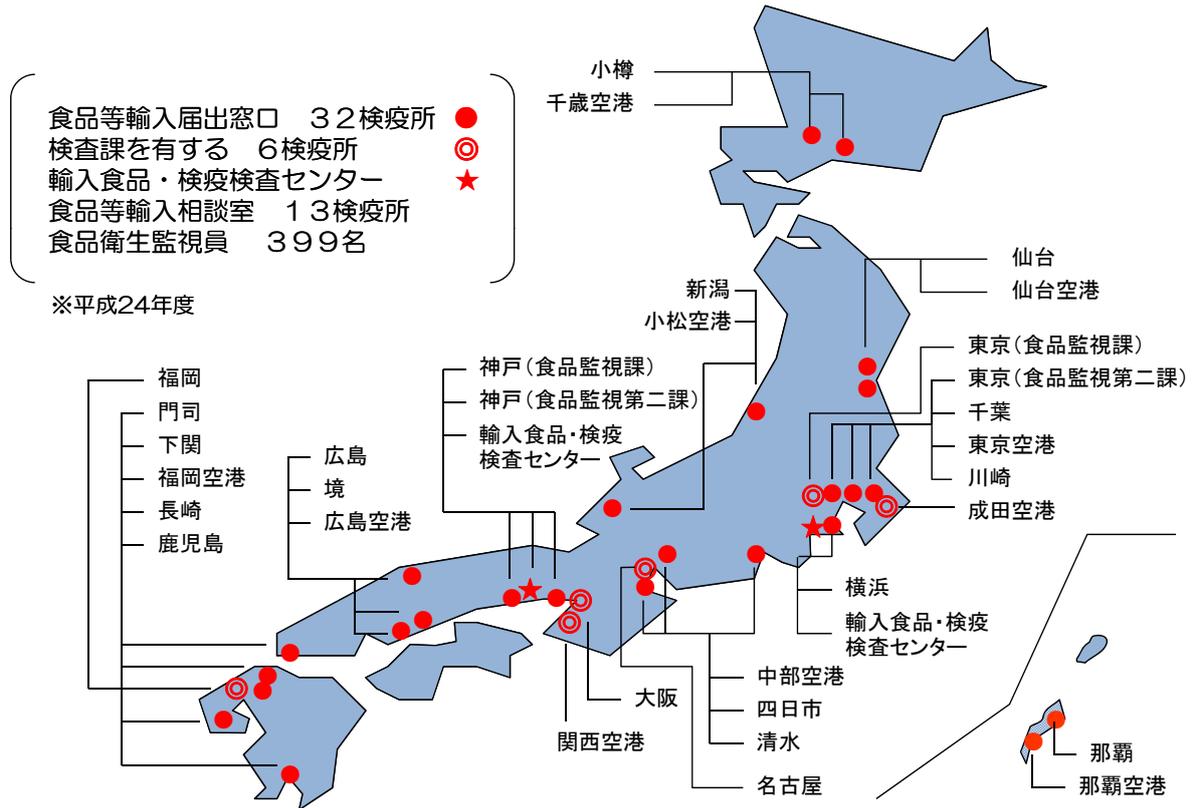


3. 輸入時対策

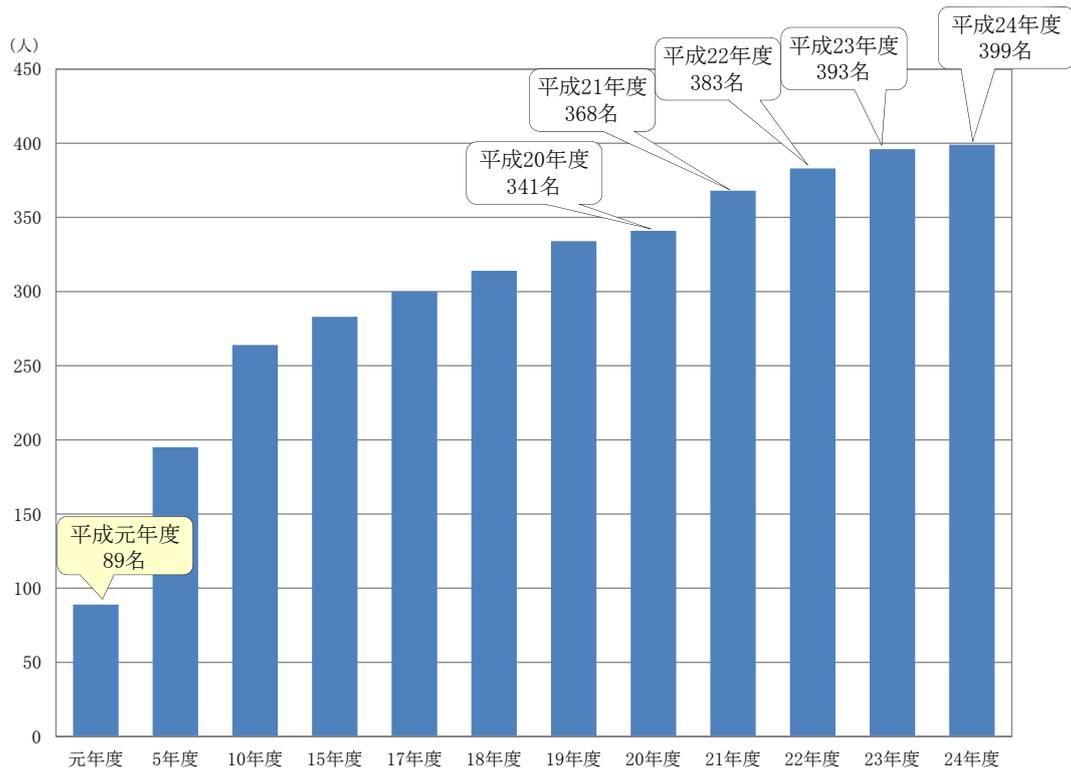
監視体制の概要



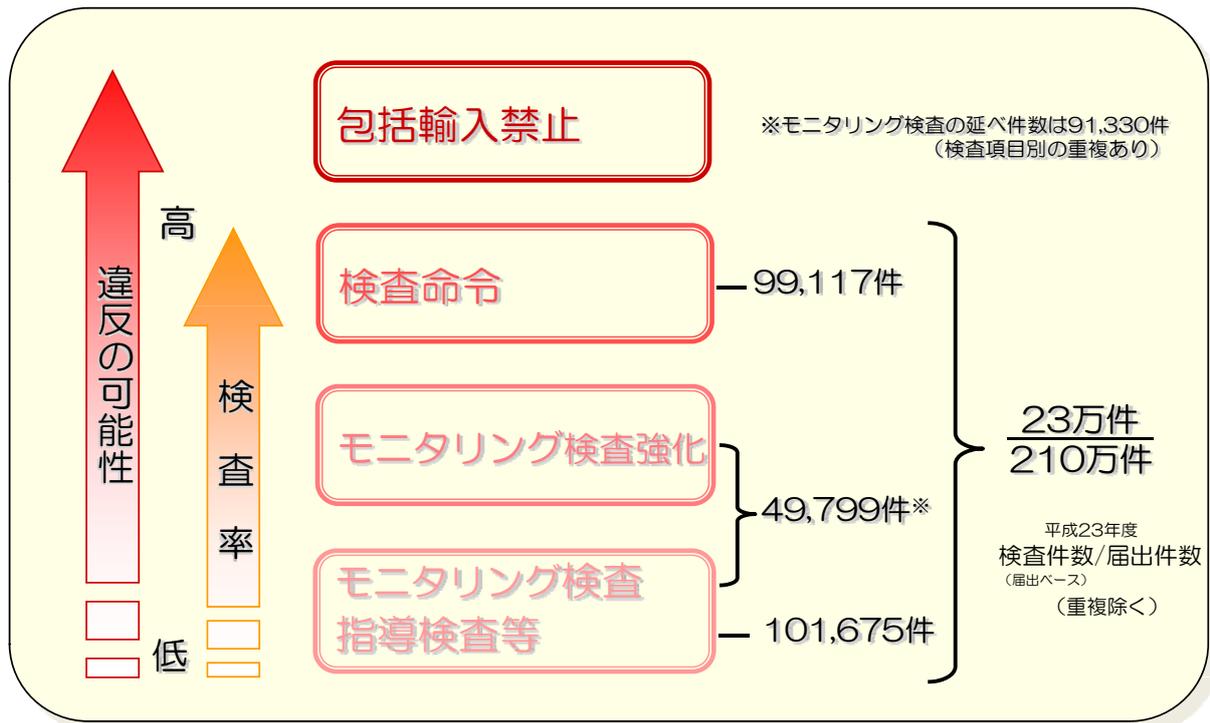
食品等輸入届出窓口配置状況



検疫所の食品衛生監視員年度推移



輸入時の検査体制の概要



17

国別検査命令対象品目 (平成24年4月現在抜粋)

対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件等
全輸出国 (17品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果異種フグが発見されたものに限る。
	すじこ	亜硝酸根	
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
中国 (28品目)	鶏肉及びその加工品	フラソリドン	
	鰹及びその加工品	マラカイトグリーン	
	えび及びその加工品	クロルテトラサイクリン	
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	大粒落花生	アセトクロール	
	ウーロン茶及びその加工品	トリアソホス	
タイ (11品目)	生食用ウニ	腸炎ピブリオ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。
	バナナ及びその加工品	シパルメトリン	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮バナナを除く。
	おくら及びその加工品	EPN	別途指示する輸出業者から輸出された生鮮おくらを除く。
韓国 (11品目)	しじみ及びその加工品 (切り身、むき身に限る)	エンドスルファン	
	青とうがらし及びその加工品	シメコナゾール	別途指示する輸出業者から輸出されたものを除く。

全輸出国17品目及び27カ国・1地域の79品目 (平成24年4月現在)

検査命令品目一覧 <http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/kensa/2011/dl/01b.pdf>

18

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品（例：O-157、リステリア、アフラトキシン等）

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出
されることのないことが確認された場合等

19

主な食品衛生法違反内容（平成23年度）

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売を禁止される食品及び添加物	354	27.1	とうもろこし、落花生、ケツメイシ、ハトムギ、ナツメグ、乾燥イチジク、綿実等のアフラトキシン付着、有毒魚類の混入、下痢性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品等からのリステリア菌検出、コメ、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
9	病肉等の販売等の制限	5	0.4	衛生証明書の不添付
10	添加物等の販売等の制限	79	6.0	TBHQ、サイクラミン酸、アソルビン、酒石酸カリウムナトリウム、キノリンイエロー、プリリアントブラックBN、キシレンイエロー、ヨウ素化塩、一酸化炭素、パテントブルーV、パラオキシ安息香酸メチル等の指定外添加物の使用
11	食品又は添加物の基準及び規格	768	58.8	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反（農薬の残留基準違反）、水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（二酸化硫黄、ポリソルベート類、ソルビン酸等）、添加物の成分規格違反
18	器具又は容器包装の基準及び規格	82	6.3	器具・容器包装の規格基準違反、原材料の材質別規格違反
62	おもちゃ等の準用規定	18	1.4	おもちゃ又はその原材料の規格違反
計		1,306（延数） 1,257（違反届出件数）		

20

平成23年度輸入食品監視指導計画監視結果

- ❖ 届出・検査・違反状況
 - ◆ 届出件数 2,096,127件
 - ◆ 検査件数 231,776件（検査率11.1%）
（検査命令 99,117 件、モニタリング検査 49,799 件、指導検査等101,675 件）
 - ◆ 違反件数 1,257件（届出件数の0.1%）
- ❖ モニタリング検査実施状況
 - ◆ 計画数86,117件に対し、実施率約106%
- ❖ モニタリング検査強化移行品目
 - ◆ 33カ国・1地域の79品目
- ❖ 検査命令移行品目
 - ◆ 9カ国・1地域の16品目
- ❖ 検査命令対象品目
 - ◆ 全輸出国17品目及び27カ国・1地域の79品目（平成24年3月31日現在）

21

輸入者の営業の禁停止処分

- ❖ 目的
 - ◆ 法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる
- ❖ 検討開始要件
 - ◆ すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、**法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合**、処分の適用を検討する
 - ◆ 処分適用の全段として、該当する輸入者に対して、**食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導**するとともに、期限を設けて文書報告を求める
 - ◆ 上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、**法第55条第2項に基づく営業の禁停止処分**を講じる
（指導実績）
平成21年：36社、平成22年：41社、平成23年：34社

22



4. 平成25年度輸入食品監視指導 計画変更点

23

平成25年度輸入食品監視指導計画の主な変更点

- ◆ モニタリング検査計画数（168食品群について約93,700件（前年比3,800件増））
- ◆ 病原微生物に係るモニタリング検査の強化
- ◆ 残留農薬に係る検査の見直し
- ◆ 輸出国での日本の食品衛生法の周知
- ◆ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

24

5. 病原微生物に係るモニタリング 検査の強化について

25

海外情報に基づき監視強化を行った主な事例 (病原微生物)

原因	対象国	対象食品及び内容
サルモネラ菌	米国	健康食品、ローストピーナッツ、ピーナッツバター、ピーナッツペースト、アーモンドバター、カシューバター及びタヒニ（練りゴマ）
	メキシコ	生鮮パパイヤ
	韓国	ガラクトオリゴ糖
腸管出血性大腸菌O157	オーストラリア	牛肉（内臓含む。）
	カナダ	
腸管出血性大腸菌O103	フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ
ボツリヌス菌	イタリア	アーモンド詰めオリーブ製品
ノロウィルス	韓国	二枚貝

26

6. 輸出国での日本の食品衛生法の周知

27

輸出国での日本の食品衛生法の周知

説明会の開催状況(平成24年度4月～10月)

開催国	出席者	人数
シンガポール	輸出国政府担当者・食品事業者	100
タイ		100
スペイン		40
マレーシア		20
デンマーク		10
台湾	輸出国政府担当者	50
インド		20

28



ご清聴ありがとうございました